

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 二二
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二四
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 二四
- 沖合たこご漁業の許可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を定める件 二五
- 土地改良区の定款の変更を許可した件三件 二五
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件 二五
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件 二七
- 落札者を決定した件二件 二八
- 肥料を登録した件 二九
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 三〇
- 随意契約の相手方を決定した件 三三
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三三
- 福島県選挙管理委員会 三三
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があった件 三三

告示

福島県告示第三百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十

四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和四年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
猪苗代町指定訪問介護事業所	耶麻郡猪苗代町大字千代田字千代田六―二	猪苗代町社会福祉協議会	耶麻郡猪苗代町大字千代田字中島二六―二	令和四年三月二二日	訪問型サービス（独自）

（社会福祉課）

福島県告示第三百三十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和四年五月十一日救急病院として認定した。

令和四年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

認定有効期限

令和七年五月一〇日

名称 所在地
公立大学法人福島県立医科大 会津若松市河東町谷沢字
学会津医療センター附属病院 前田二一番地二

（地域医療課）

福島県告示第三百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年五月十三日から同年六月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村産業振興課に備えて縦覧に供する。

令和四年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）クスリのアオキ白河西郷店 福島県西白河郡西郷村大字米字西原七番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、福島県漁業調整規則(令和二年福島県規則第六十八号。以下「規則」という。)第四条第一項第六号に掲げるかご漁業につき、規則第六十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和四年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

第一 制限措置

一 漁業種類

沖合たこかご漁業

二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

(1) 船舶の数 二十四隻

(2) 船舶の総トン数 総トン数七トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

三 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

四 操業区域

次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成十二年九月三十日現在の所属漁業協同組合とし、平成十二年十月一日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成十二年九月三十日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
勿来、小浜、小名浜、江名町、豊間、沼之内、四倉、久之浜	双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち水深百三十メートル以深の海面
富熊、請戸、鹿島、磯部、相馬原釜、新地	双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深百三十メートル以深の海面

五 漁業時期

令和四年七月一日から同年八月十三日まで

六 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有し、関係漁業協同組合が締結する操業隻数等の操業協定に参加する者

第二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和四年五月十三日から同年六月十三日まで

第三 許可の有効期間

令和四年七月一日から令和五年六月三十日まで

(水産課)

福島県告示第三百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、雄国山麓土地改良区から令和四年四月十四日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十八日認可した。
令和四年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄 (農村計画課)

福島県告示第三百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、母畑地区土地改良区から令和四年四月二十一日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十八日認可した。
令和四年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄 (農村計画課)

福島県告示第三百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、二本松市土地改良区から令和四年三月三十一日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十八日認可した。
令和四年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄 (農村計画課)

福島県告示第三百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和四年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河沼郡柳津町大字飯谷字七回り甲六五五、甲六五六、甲六五六の口、甲六六〇、甲六六七の一、甲六六七の二、甲六九五、甲六九七、字下川原甲六一〇、甲六四六、

- 甲六四八から甲六五〇まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字四ツ谷字永窪四二、四三、字沼ノ端四四、四七、四八
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字黒沢字五升蒔五四五、二二三六、字前原八六の一、二二三四
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字藤字小屋久保四二四六の一六
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字猪倉野字塩澤丁一〇一のイ、丁一〇一のロ、丁一〇一のハ、丁
一〇二、丁一〇三のイ、丁一〇三のロ、丁一〇三のハ、丁一〇四の一、丁一〇五の
二から丁一〇五の五まで、丁一〇五の七、丁一〇五の一四、丁一〇五の三〇から丁
一〇五の三五まで、丁一〇五のニ、丁一〇七のホ、丁一〇八、丁一〇九の一、丁一
〇九のロ、丁一〇九のニ、丁一〇九のホ、丁一一〇から丁一二〇まで、丁一二〇の
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字琵琶首字境の沢一七九八の一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字猪倉野字古屋敷乙四〇五の二三、字長面乙三七四の三、乙三七
四のロ
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

ロ、丁二二一から丁一六七まで、丁二八〇から丁二八二まで、丁二九四、丁二九六から丁三〇〇まで、丁三〇六、丁三〇七

2 保安林として指定された目的土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字塩澤丁一〇五の二、丁一〇五の五、丁一〇五の七、丁一〇五の一四、丁一〇五の三三から丁一〇五の三五まで、丁一〇七のホ、丁一〇九の一、丁一〇九のロ、丁一〇九のニ、丁一一〇から丁一二〇まで、丁一二〇のロ、丁一二一から丁一三〇まで、丁一三二から丁一三七まで、丁一三九から丁一六七まで、丁二八〇から丁二八二まで、丁二九四、丁三〇六、丁三〇七

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(3) 主伐として伐採をすることができない立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

河沼郡柳津町大字郷戸字矢柄甲三一五の一五、甲三二一五の一六、甲三二一五の二四、字矢柄折甲三二二八

2 保安林として指定された目的土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百

八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。 令和四年五月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

赤石沢勝司 赤石沢説 赤石沢武 赤石沢千恵子 赤石沢豊 赤石沢律 伊藤重典

遠藤清一 遠藤清勝 遠藤春夫 遠藤一二 遠藤三夫 奥山重政 小山田秀雄 後藤恒男 後藤トシ 後藤基衛 後藤リキ 斎藤ミノリ 酒井調治 佐藤伝 鈴木富治

高橋福寿 戸沢ミツエ 前田サツ子 渡部喜造

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(令和四年福島県告示第二百五十二号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第三百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。 令和四年五月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

船山佳雄 阿部金次郎 佐々木兵治 児玉隆明 宍戸松治郎 宍戸留吉

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(令和四年福島県告示第二百十号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 加藤儀重 加藤太吉 玉根徳四郎 佐久間七之丞 佐久間周吉 佐久間巳之助 佐久間利助 佐々木祐助 佐々木桂治郎 佐々木清右工門 佐々木清兵エ 佐々木定七 佐々木伴右工門 佐々木伴七 佐々木巳作 児玉佐平 尾形伊之吉 尾形幾松 尾形新重郎 尾形瀬左工門 富田平内 二階堂利蔵
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和四年福島県告示第二百五十三号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

公 告

公告第115号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける仮想化共通基盤機器の賃貸借に達するについて、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年5月13日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
仮想化共通基盤機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和4年3月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 落札金額
90,189,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年1月21日

（デジタル変革課）

公告第116号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるSoliton SecureDesktopサービス（クラウド）版ユーザライセンスの取得について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年5月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係るソフトウェアライセンスの名称及び数量
Soliton SecureDesktopサービス(クラウド)版ユーザライセンス 3,300ユーザライセンス
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和4年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
39,029,760円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年2月8日

(デジタル変革課)

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量(%)		その他 の規格	氏名又は 称	住所	登録 の有 効期 限
			アルカリ分					
857	混合石 灰肥料	ネオカ ルネオキ ン	60.0		含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	保土谷化 学工業株 式会社	東京中 央区八 重二 丁目四 番一 号	令和 10年 3月 23日
858	混合石 灰肥料	オキソ ン パワ ー 5	60.0		含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	保土谷化 学工業株 式会社	東京中 央区八 重二 丁目四 番一 号	令和 10年 3月 27日
859	混合石	ネオカ	60.0		含有を	保土谷化	東京	令和

福島県知事 内 堀 雅 雄

公告第百十七号
肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条の規定に
より、肥料を次のとおり登録した。
令和四年五月十三日

860	混合石灰肥料	はが野 ルート パウ ー 粒 剤	60.0	含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	保土谷化 学工業株 式会社	東京中 央区八 重二丁 目四番 号	令和 10年 3月 27日
861	混合石灰肥料	フレッ クシ ュサ ンソ 粒 剤	60.0	含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	保土谷化 学工業株 式会社	東京中 央区八 重二丁 目四番 号	令和 10年 3月 27日

(農業総合センター)

公告第百十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

令和四年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)		その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			テルカリ分					
772	副産石 灰肥料	50副産 石灰	50.0		含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	キュー ビー タ マコ 株 式 会 社	東京 調布 市仙 川二 丁目 五番 地 七	令和 10 年 5 月 14 日

(農業総合センター)

公告第119号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるテレメータ保守点検業務（流総管理）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年5月13日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
テレメータ保守点検業務（流総管理） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社 東京都港区東新橋一丁目5番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
58,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（土木総務課）

公告第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、桑折町から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和四年五月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県北建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、鏡石町選挙管理委員会から報告があった。

令和四年五月十三日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤俊博

取消年月日 令和四年四月八日	施設の所在地 鏡石町笠石二八	施設の名称 鏡石町農村婦人の家	施設の管理者 鏡石町長
-------------------	-------------------	--------------------	----------------

